

新生『石岡市社協』

スタート!

平成17年12月1日に、新生「石岡市社会福祉協議会」が誕生いたしました。社会福祉法で定められた民間団体である社協は、今後、一つの市社協として市民の皆様へ心のこもった活動を目指してまいります。

今後もし引き続き、皆様のご理解・ご支援を賜りますよう、宜しくお願い致します。



合併の経過

① 合併協議会設置

平成17年4月11日、社協合併協議会を設置。12名の委員により本格的な協議体制がスタート。

② 合併調印式

平成17年8月2日、ふれあいの里石岡ひまわりの館において合併調印式を開催。両社協会長が合併契約書・合併協定書にそれぞれ調印を行いました。

③ 認可申請

平成17年8月10日、茨城県へ認可申請。

④ 公告

平成17年9月10日～11月20日に社会福祉法に基づき公告。

⑤ 合併・登記

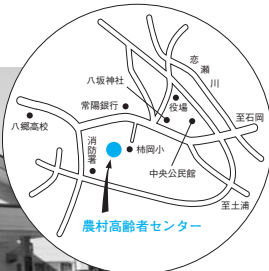
平成17年12月1日、石岡市・八郷町社協が合併いたしました。

新市社協の基本方針

近年福祉を取り巻く環境は、本格的な少子・高齢社会、家庭機能の変化、障害者の自立と社会参加の推進など福祉ニーズもますます複雑多様化しております。このような中で、地域福祉の中核である社協では、地域における現状を把握し、社協に与えられた各種機能を十分に発揮させながら、ボランティア活動普及事業や地域ケアシステム推進事業、さらに会員制による在宅福祉サービス事業の充実に努めるほか、介護保険制度における居宅介護支援事業並びに訪問介護事業の充実を目指します。

また、合併に伴い、新市社協事業の対象地域が拡大されることから、地域間の格差が生まれぬよう、保健・医療・福祉等、関連サービス機関との連絡調整を密にして、きめ細やかなサービスを展開して参ります。

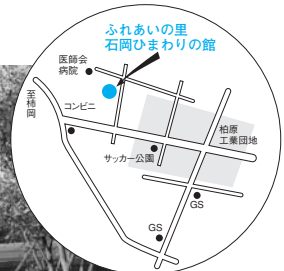
■ 八郷支所



略地図

支所
全景写真

■ 石岡本所兼支所



略地図

本所
全景写真